

記号の見方 曜日 時間 会場

1ページからのつづき (後期高齢者医療保険)

限度額適用・標準負担額 減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で、後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同月の窓口支払いが一定金額に抑えられるとともに、入院した場合は、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証の交付申請を受け付けています。

後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

後期高齢者医療制度に加入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。届かない場合は国保年金課までご連絡ください。

新しい被保険者証(あずき色)は、有効期限が平成31年7月31日までとなります。 国保年金課 443-1139



65歳以上の方が納める介護保険料を改定

介護保険制度は、介護が必要な方が、適切な介護サービスを受けられるよう、また、家族の介護負担を少しでも軽くするための制度で、40歳以上の方に保険料を納めていただいています。

この制度は、介護保険料と国や県、市が負担して運営していますが、65歳以上の方が納める介護保険料は、3年に1度見直すことになっており、平成30年度はその見直しの時期にあたります。

本市では、介護保険料を次のとおり改定しました。 介護保険料の基準月額 5270円(据え置き)

介護保険制度の改正により、65歳以上の方が負担している介護保険料の介護保険支払額の割合が22%から23%に引き上げられたこと、介護サービス利用者の増加などもあります。本市では65歳以上の人数増加による保険料収納見込額の増加と介護給付費準備基金の活用により、65歳以上の方の介護保険料の基準月額を据え置いたものです。

介護保険料を

納期内に納めましょう 4月以降に65歳を迎える方や年金から介護保険料を天引きされていない方には、7月中旬に介護保険料納入通知書兼領収書を郵送しますので、

介護保険料一覧表

Table with 4 columns: 所得段階, 対象者, 基準額の比率, 年間保険料. It lists 10 income levels and their corresponding insurance rates.

納期内に納めましょう。 年金から介護保険料を天引きされている方で今年度保険料決定に伴う介護保険料の差額は、10月支給分以降の年金で調整します。

介護保険料の納付が困難な方は、高齢者福祉課窓口で随時納付相談を行っております。 特別な事情もなく納付しな

い場合は、介護サービスを利用する際、制限を受ける場合があります。

所得段階区分を見直し

収入・所得の状況に応じてきめ細かく対応できるように、所得段階の第7段階(第9段階の所得金額の区分見直し)を行いました。(左表のとおり)

国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付

平成30年度(7月)〜平成31年6月分)の申請受付を開始 経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・猶予制度をご利用ください。

所得に応じて、全額・4分の3・半額・4分の1の4段階の保険料免除制度があり、また、50歳未満の方を対象とした納付猶予制度もあります。

申請は、本人・配偶者・世帯主(免除申請のみ)の前年所得が定められた基準に該当することが要件となり、毎年、申請する必要があります。

※継続審査が承認されている方は必要ありません。 審査は、日本年金機構東京

離職された方の必要書類 次の必要書類のいずれかをご持参ください。(コピー可) ・雇用保険受給資格者証 ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険被保険者資格喪失 確認通知書

不要になった衣類・靴などは、捨てずに活用します

今まで可燃ごみとして焼却していた衣類や靴、ぬいぐるみなどは、海外で需要があり活用されています。

市では、海外の方々に役立ててもらうため、市民の方が直接クリーンセンターに搬入された衣類や靴、ぬいぐるみなどを廃棄処分せずに回収します。

回収できるもの

ただし、再度、身につけられるように洗濯するなど、きれいにされたものに限りです。 次の分類で、透明な袋に入れてお持ちください。 ○衣類(背広・セーター・着

FAX 444-0815

物も可)・毛布・シート・タオル・帽子 ○左右揃っている靴・スニーカー類 ○ぬいぐるみ ○ベルト・バッグ ※衣類のサイズは問いませんが、ハンガーは外してください。 ※ふとん・座布団・マットレス・敷きパット・クッション・枕・カーペットなどは回収できません。 詳しくは、市ホームページまたは、クリーン推進課へお問い合わせください。 クリーン推進課 443-6937